

公共施設の管理及び帰属等に関する協議書

埼玉県（以下「甲」という。）と _____（開発者） _____（以下「乙」という。）とは、都市計画法に基づく開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理及び帰属等に関し、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり協議が成立したことを確認する。

記

所在、面積、用途は開発許可申請書のとおりに記載

1 協議に係る開発区域等

所 在	
面 積	m ²
予定建築物の用途	
開発区域に接する県道	県道 _____ 線

2 新たに設置される公共施設

種 別	概 要			施設を管理することとなる者	土地の帰属を受ける者	摘 要
	幅 員	延 長	面 積			
道 路	m	m	m ²	埼玉県	埼玉県	(別添図面のとおり)

位置図、平面図等を添付

3 施設の設計施工方法等について

- (1) 乙は、上記 2 の新たに設置される公共施設（以下「公共施設」という。）に係る規格・構造等について、あらかじめ甲と協議しなければならない。
- (2) 乙は、前項の協議終了後、別途、甲に対して道路法第 24 条の規定による道路工事施行承認申請を行い、その承認を受けなければならない。
- (3) 乙は、公共施設に関する工事（以下「工事」という。）の施工に先立ち、あらかじめ周辺住民に対して、工事の内容、期間(時間)及び苦情申し出先等を説明し、理解を得るように努めるものとする。
- (4) 甲は、必要と認めるときは、協議済みの設計図書のとおりに行われているかどうかについて、乙に立会い又は書類の提出を求めることにより、随時確認をすることができる。
- (5) 乙は、工事の施工にあたり、既存占用物件の確認調査を行うとともに、移設が必要となる等他の道路占用者との調整が必要となったときは、あらかじめ各占用者と協議を行うものとする。
- (6) 乙は、工事によって新たに設定される道路境界上の甲が指示する場所に、甲が指定する規格の境界標柱等を設置するものとする。
- (7) 乙は、工事の施工状況を写真、資料等で記録し、保管しておかなければならない。

- (8) 乙は、工事の施工中、「土木工事安全施工技術指針」（昭和 57 年建設省制定）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 5 年建設省制定）及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和 50 年埼玉県制定）に基づき、災害及び事故防止のために必要な安全対策をとらなければならない。
- (9) 甲は、工事の施工により、県道の構造又は交通に著しい支障が生じた場合は、乙に対して、支障を除去するために必要な措置をとることを指示することができる。
- (10) 乙は、前項の指示があったときは、直ちに必要な措置を講じ、その内容を速やかに甲に報告しなければならない。
- (11) 乙は、工事の施工にあたり、関係法令及び条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

4 検査について

- (1) 乙は、工事が次の工程に達した時は、甲が指示する設計（竣工）図書（施工時の各現場写真を含む。）を添えて、甲に届け出るとともに、その検査を受けなければならない。
 - ① 甲が指定する工程に達したとき（中間検査）
 - ② 工事が完了したとき（完了検査）
- (2) 甲は、前項の届出があったときは、「埼玉県土木工事検査技術基準」（昭和 43 年埼玉県制定）に基づき、検査を実施するものとする。
- (3) 甲は、前項の規定による検査の結果、工事が承認された内容（上記 3（2）の申請書（添付図書を含む。）の記載事項及び甲が附した承認の条件をいう。）のとおり施行されていない場合は、乙に対して、当該施設の補修、改善等必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- (4) 乙は、甲から前項の規定による指示を受けたときは、必要な是正措置を講じ、甲の再検査を受けなければならない。
- (5) 甲は、上記（1）②の完了検査の結果、構造上及び機能上支障がないことを確認したときは、乙に対して完了確認書を交付し、工事完了検査合格を通知するものとする。

5 公共施設の帰属及び維持管理について

- (1) 公共施設は、都市計画法第 39 条の規定により、都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発工事完了公告（以下「工事完了公告」という。）の日の翌日に甲に帰属する。
- (2) 公共施設の維持管理は、工事完了公告の日までの間は、乙が行うこととし、工事完了公告の日の翌日以降は、甲が行うこととする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、この協議により整備を行った公共施設に瑕疵があった場合の補修については、工事完了公告の日の翌日から 1 年間（その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合は 10 年間）は、乙が行うものとする。

- (4) 甲は、公共施設の管理のため必要があるときは、乙に対して工事資料等の提出若しくは報告を求めることができる。

6 公共施設の存する土地の帰属について

- (1) 乙は、公共施設の存する土地（以下「土地」という。）について、4（1）に規定する工事完了届の提出前に分筆及び公衆用道路への地目変更を行い、抵当権等所有権以外の権利が設定されているときは、これを抹消し、所有権が乙以外の第三者にあるときは、乙に所有権を移転しておかなければならない。
- (2) 乙は、上記4（5）の規定による通知があった後、速やかに所有権移転登記のために甲が必要と認めた書類を作成し、都市計画法第36条第1項に規定する開発工事完了届の提出前に甲に提出しなければならない。
- (3) 土地は、都市計画法第40条の規定により、工事完了公告の日の翌日に甲に引渡され、帰属するものとする。
- (4) 土地の所有権移転登記は、工事完了公告の日の翌日以降、甲が囑託して行うものとする。

7 その他

- (1) 乙は、開発工事の廃止又は相当期間の中断により、県道の一般交通に支障を及ぼしたときは、甲の指示に基づき、直ちに県道を復旧しなければならない。
- (2) 乙は、工事に起因して甲又は第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合は、乙の責任において損害を賠償し、紛争を解決しなければならない。
- (3) 土地に対する公租公課は、土地の所有権移転登記の属する年に対するものは乙の負担とする。
- (4) 乙は、工事の施工によって必要となる道路法に基づく道路区域の変更、供用開始手続きのために必要となる図面等の書類を、甲の指示に基づき作成し、上記4（5）の規定による通知があった後、遅滞なく、甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、工事の施工によって必要となる道路法に基づく道路台帳の補正のために必要な図面等の書類を、甲の指示に基づき作成し、甲が行う道路区域の決定（又は変更）告示の日までに、甲に提出するものとする。
- (6) この協議において、乙が行うこととされた事項を実施するために必要な費用は、すべて乙の負担とする。
- (7) 乙は、この協議の成立後、公共施設の設計変更をしようとするときは、変更工事着手前に、あらかじめ甲と協議するものとする。
- (8) この協議書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

(甲) 住所 埼玉県北本市東間三丁目 143 番地
埼玉県
氏名 埼玉県北本県土整備事務所長

(乙) 住所
氏名